

山本英二『慶安御触書成立試論』

日本エディタースクール出版部一九九九年二月二十五日発行

伊 東 富 昭

「慶安御触書」は従来、江戸時代の幕府・大名による農民支配のあり方と農民たちの生活などを考えていく格好の史料として扱われてきたが、その発令年次と性格について、慶安二（一六四九）年発令の全国的幕府法令と考えることに疑義が提示されて久しい。山本は本書の意義について「一九九九年時点での『慶安御触書』論争は、一体どこから出発すべきなのかという問題提起の書であって、何がどこまで明らかになったのかという問題解決の書ではない。それゆえ著述にあたっては、何よりも事実関係の確定に主眼を置いた」と述べている（二四八頁）。

本書の構成は以下のようになっている。

序章 「慶安御触書」研究の成果と課題

第一章 慶安御触書の源流

第二章 「百姓身持之事」から「百姓身持之覚書」へ

第三章 「百姓身持之事」流布過程の考察

第四章 「条令拾遺」の書誌学的考察

第五章 「条令拾遺」所収「百姓身持之覚書」および「検地掟」の歴史的性格

第六章 文政十三年美濃国岩村藩「慶安御触書」出版とその歴史

的意義

第七章 全国における「慶安御触書」の受容とその特徴・その一

第八章 全国における「慶安御触書」の受容とその特徴・その二

終章 「慶安御触書」から見た十九世紀の政治社会と日本の近代化

以上の論述から「慶安御触書」の成立過程を遡ることで、その源流に迫ってみると、以下のように理解できるであろう。

まず教科書などで「慶安御触書」として利用されるテキストは、一八七八（明治十一）年から一八八四（明治十七）年にかけて、司法省によって編纂された『徳川禁令考』の前聚第五帙庶民の項に収録された、慶安二年二月二十六日付「諸国鄉村江被仰出」である。編纂者菊池駿助がこれを全国法令と認識したと考えられるという。

しかし、この典拠とされた幕臣宮崎成身による『教令類纂』（天保六（一八三五）〜天保十（一八三九）年編纂）は、「公儀御法度を恐れ」を「公儀御法度を怠り」と誤記しているなどの問題があり、『徳川禁令考』はその誤りをそのまま踏襲している。そこで「慶安御触書」のより良いテキストを幕府周辺に求めるとすると、編纂年次が不明であった『条令拾遺』が浮かんでくる。同書第四十四項に慶安二年二月二十六日付「百姓身持之覚書」全三十二ヶ条として収録されているものである。

『条令拾遺』はそれ以前に成立していた『条令』（編纂には新井白石の関与が推定できるといふ）の拾遺として、文政年間（一八一八〜三〇）に『徳川実紀』編纂用参考文献として林述斎もしくは昌平坂学問所関係者により作成されたと考えられる。『徳川実紀』は林述斎の建議により編纂が決定され、文化六（一八〇九）年に起稿、完成・献上されたのが天保十四（一八四三）年十二月のことであった。

そして問題の「慶安御触書」という呼称が初めて使用されたのが、文政十三（一八三〇）年、美濃国岩村藩での『慶安御触書』出版においてであった。この時の仕掛人が誰であろう、文政九（一八一八）年から、岩村藩主松平乘美の後見役を勤めていた、前述の幕府学問所総裁林述斎であった。述斎と親交のあった肥前松浦藩前藩主松浦

静山の『甲子夜話統編』卷四十七、文政十三年八月八日条に、慶安二年公布の幕府法令を、述斎が岩村藩で木版本にして領内に再配布し、帰府した述斎から静山に、その内の一冊が送られたことが記述されている。しかし現地に残る史料である美濃国岩村藩領山県郡日原村頭分百姓（藩御用達）江崎俊蔵による、文政十三年正月「記録諸規矩大意」では、同年八月十日に、『慶安御触書』が版行され、領内村々に頒布されたことになっている。また同史料によると、その後、天保二（一八三一）年二月十日、『六諭衍義』を村々の分に応じ、心得のために配布。さらに天保三年、『農諭』を領内村々、村方三役に一冊づつ、計三冊配布していることが知られる。

尚、『慶安御触書』の呼称を持つテキストの存在は、この岩村藩版以前に遡ることはできない。従来、寛政年間のものとして推定されていた信濃国高井郡矢島村須山家本は、天保十二（一八四一）年信濃国中之条代官大原左近伝達「慶安御触書」と天保六（一八三五）年同国高井郡（越後国稚谷藩飛地）頒布の岩村藩版系統「慶安御触書」とを折衷したものと考えられる。天保元（一八三〇）年上野国沼田藩での「慶安御触書」採用が最も早い採用例である。

「慶安御触書」の受容年代は天保年間に集中しているが、これは天保の大飢饉への対応策ということが推察される。特に岩村・掛川両藩では、飢饉のガイドマニュアルとしての『農諭』を同時に配布している。

さて幕府で収集したであろう「慶安御触書」の原本は現存が確認されていないが、元禄十（一六九七）年甲府徳川藩「百姓身持之覚書」三十二ヶ条を挙げることができる。甲斐国巨摩郡西郡筋江原村の長百姓（内藤）家所蔵の文書で、一九七三年に山梨県甲西町で刊行された『甲西町誌』の資料編、第五十四号文書として既に紹介されていたものである。甲府徳川藩というのは、慶安四（一六五二）年、徳川綱重が十五万石で封じられて以後、その子綱豊の代で三十五万石となり、宝永元（一七〇四）年に五代將軍綱吉の養子になるまでのものである。

甲府藩「百姓身持之覚書」の再発見によって、「慶安御触書」の源流としては、従来、天明二（一七八二）年甲斐国巨摩郡北山筋亀沢村「百姓身持書」二十五ヶ条（藤沢市文書館所蔵「金沢甚衛菟集文書」）が上限とされてきたものを、一挙に八十五年、しかもより「慶安御触書」に近い形で遡らせることができた。

さらに、十七世紀後半成立と推定される山梨県中巨摩郡白根町（百々）秋山公雄家文書「百姓身持之事」三十一ヶ条と寛文五（一六六五）年二月十四日書写とされる信濃国佐久郡牧布施村土屋正雄家「勸農御触書資料」三十五ヶ条（表題無し）の存在から、秋山本と土屋本の原型として、寛文五年二月十四日以前成立の「百姓身持之事」全三十六ヶ条の存在が推定できる。甲府藩ではこれを元に「百姓身持之覚書」を藩法として公布したのであろう。

「百姓身持之事」に先行する文書で「慶安御触書」と共通性のあるものとしては、慶安三（一六五〇）年二月二十日付、信濃国佐久郡下桜井村五人組帳と、同年正月十一日付、同国佐久郡大深山村五人組帳の前書が知られている。共に幕府代官設楽権兵衛（甲州と縁が深い）宛に提出されたものである。設楽権兵衛五人組帳前書を「百姓身持之事」が利用したと考えるのが順当であろう。

このように「慶安御触書」の源流は、寛文期〜元禄期、十七世紀後半の甲府徳川藩領周辺に求めることができる。

ところで「百姓身持之覚書」から「慶安御触書」への流れとは別に、「百姓身持之事」が他地域に伝来したケースも確認できる。宝暦八（一七五八）年に下野国黒羽藩で藩主大関増興主導の下に農民教諭書として配布された「百姓身持教訓」十八ヶ条の系統がそれである。

黒羽藩における農村教化政策の意義は、「百姓身持之事」を教諭書「百姓身持教訓」として採用し、関東周辺諸地域へ普及させたこと以上に、岩村藩の「慶安御触書」版行に与えた影響が大きかったということである。黒羽藩において直接、農村教化政策に当たったのは家老鈴木武助正長であった。彼は文化二（一八〇五）年八月に

「き、ん用心農諭」を著しており、これに着目した隣藩水戸藩の郡奉行小宮山楓軒が文化五（一八〇八）年、「農民懲誡篇」と改題・増補して藩内に流布させている。その後、黒羽藩では鈴木武助の七回忌法要に際し、文化九（一八二二）年、木版刷りの『農諭』を領内に頒布したのである。また文政八（一八二五）年には、水戸藩士秋山盛恭も木版刷りにしている。

要するに文政十三（一八三〇）年の岩村藩による法令である『慶安御触書』の版行という前例のない、領内への伝達方法は、黒羽藩での『農諭』版行が参考にされると考えられる。

また、寛文十三（一六七三）年、幕府法令として発令されたと言われる「分地制限令」についても、同年発令の全国的幕府法令とは言えないことが検証されている。

「慶安御触書」と同様、『御当家令条』『御触書寛保集成』に見られない。典拠とされるのは大蔵省編『日本財政経済史料』第二巻所収の「伍簿案」であるが、その来歴は不明である。「百姓身持之覚書」では第十八条に当たり、「慶安御触書」が、慶安二（一六四九）年幕府制定法であるなら、「分地制限令」は慶安二年まで遡及し得る。しかし「百姓身持之覚書」を収載する『条令拾遺』第四十七項目の「検地掟」には分割相続を許容する内容も見られる。現在、「検地掟」を慶安二年成立と推定することには否定的である。

従来、「分地制限令」は、佐々木潤之介・安良城盛昭・大石慎三郎等によって、小農自立論と関連させ理解されてきた傾向が強い。しかし、塚本学は尾張藩法の研究から、天和三（一六八三）年には儉約令と併存して発令されており、その目的を、当時不足していた武家奉公人の確保に求める見解を提示している。

単行の幕府法令でないにしても、五人組帳前書にしばしば分地制限規定は見られ、諸藩においても、明暦一（一六五六）年岡山藩、延宝四（一六七六）年仙台藩、天和三（一六八三）年津藩と前述の尾張藩などでの採用が見られる。また甲府徳川藩領の甲斐国西郡・武川筋村々では、寛文七（一六六七）年十月十八日付「分地制限令」

（山梨県中巨摩郡白根町秋山家所蔵）が見られ、さらに延宝九（一六八一）年には「徳川綱豊領内法度並代官仕置定」（『長野県史 近世史料編』第二巻（一）三〇一号文書）という形で藩領全域に適用されていた。

以上から、「十七世紀後半の分地制限が全国で進行していた事実の前では、寛文十三年に幕府法令として分地制限令が出されたか否かには、それほど執着する必要はないだろう」（二三三頁）。

冒頭で触れたように、山本は本書を問題解決の書ではなく、問題提起の書として謙虚に位置づけている。しかし、何がどこまで明らかになったのか明確にならなければ、研究は先へ進まないのも事実であろう。その意味では、本書が提示してくれた事実が今後の研究に与える影響は大きいと考えられる。本書から受けた感想と共に、いくつかの問題点を述べてみたい。

第一に、現時点において、「慶安御触書」を慶安二年発令の全国的幕府法令と考えることはできないと言わなければなるまい。名称自体、文政十三年の岩村藩での版行時の命名であり、それ以前に「慶安期に触れ出された幕府法令」という意味を冠した呼称の法令類は存在しないことが確認された。慶安二年発令を最初にうたったのは『条令拾遺』であるが、その編纂時、幕府が収集したであろう「百姓身持之覚書」の原典となった史料が発見され、慶安二年発令と考えられる根拠が出てくれば別であろうが、出てきたとしても、ただそれだけで「慶安御触書」を慶安二年のものとして断定することには無理がある。これと同名の「百姓身持之覚書」の最も古いものが、元禄十年発令の甲府徳川藩法であるが、その成立にあたって参考にされたであろうと考えられる「百姓身持之事」が存在している。「百姓身持之覚書」と同様のものが、それ以前に存在しているのなら「百姓身持之事」の存在は不自然であろう。

第二に「慶安御触書」の源流探しの問題であるが、本書では「百姓身持之事」が作成に利用したであろうと、信濃国佐久郡に存在する慶安三年の幕府代官設楽権兵衛による五人組帳前書を指摘するに

止まっている。しかし、設楽が幕府の地方役人である以上、その五人組帳前書に載せた諸法令には原典があるものと考えるのが順当であろう。すなわち江戸時代初期の法令集、例えば山本も検討したであろう『御当家令条』などによる「慶安御触書」の逐条比較が次の作業として浮上して来よう。

第三に「慶安御触書」の仕掛人として林述斎に注目し、それが『徳川実紀』編纂過程での副産物的理解で叙述されているように思われるが、果たして「慶安御触書」発見を副産物的解釈に止めてよいか、という点である。『実紀』編纂と同時期、武蔵・相模両国の風土記も編纂されていた。そうした地誌や法令類の編纂が、文化・文政期から天保期にかけての関東農村の荒廃を意識した対策の一環と考えられるとした場合、「慶安御触書」発見の意義は一層重要度を増してくるのではなからうか。この場合の「慶安御触書」発見とは、述斎等幕府関係者による「百姓身持之覚書」の収集・発見を意味し、その際、関係者により、これを慶安二年発令とした作為があった可能性も含めて考える。因みに江戸初期の法令編纂には、寛永の大飢饉を通じて生じた対策の必要性からという意義があったという。

こう考えてくると、第四に同じ農村荒廃の問題に苦しみながら、しかも幕府と同等か、それ以上に資料・情報を手に入っていた水戸藩が「慶安御触書」を採用しなかったという山本の指摘が、その理由を追究することで、より深い意味を持って来よう。小宮山楓軒は立原翠軒の門人で、彰考館で『大日本史』編纂に携わると共に、郡奉行として勸農殖産政策に勤めた農政家としても知られる。要するに幕末期、幕府中央と対立を深める後期水戸学の泰斗である。評者には水戸学と幕府官学である朱子学との違い、ましてやその農政論の如何を明確に論じるだけの力量はないので、詳述は避けるが、幕府学問所総裁林述斎の押し進めようとした農政と小宮山のそれとに隔たりがあったのではなからうか、という指摘程度は許されよう。

以上、論旨の読み違いや理解不足による見当違いな解釈や批判が

あれば、御寛恕いただきたい。

いずれにせよ本書は、長期に亘る史料調査と検討作業といった地道な研究努力の賜物である。山本自身が言うように、これが到達点ということではないが、現時点における研究成果として、近世政治史や農政史、また史料に向かう姿勢等、今後の歴史学研究への影響は勿論、歴史教育に与える影響も大きいであろう。

尚、本稿は一九九九年六月十二日に行われた封建制研究会六月例会における報告と討論をもとに成稿したものである。

(一九九九年八月二十三日稿了)

『京浜歴史科研年報』第一三三号

(一九九九年一月二四日発行)

〈論 文〉

自由民権期の山田泰造

— 高等法院における花香恭次郎の弁護活動まで —

新井揆博

明治六年政変後の政体取調

奥田晴樹

〈研究ノート〉

臨時震災救護事務局神奈川県支部についての一考察

伊東富昭

〈資料〉

学習活動一覽(一九九三年十一月～一九九八年十月)